

平成 26 年 2 月 28 日

幕別町議会議長 古川 稔 様

幕別町議会議員 谷 口 和 弥 

一般質問通告書

次のとおり通告します。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
働く人を大切にするまちづくりのために	パワーハラスメントや長時間労働によって若者をはじめとする働く人々を過酷な労働に追い立て、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」、「ブラック企業」が大きな社会問題となっています。厚生労働省は平成 25 年 9 月を「過重労働重点監督月間」とし、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への重点監督指導」と、9 月 1 日に「無料電話相談」を実施しました。厚生労働省北海道労働局は、12 月に北海道における監査指導状況を発表。197 事業所に実施し 151 事業所で違反があったこと、無料電話相談には 70 件の相談が寄せられたと報告されました。 その後北海道労働局は 1 月に「平成 25 年における道内の全労働基準監督署の労働基準法及び労働安全衛生法等違反にかかわる送検件数」を 54 件と発表しました（内訳は労働基準法違反が 7 件、労働安全衛生法違反が 36 件、最低賃金法違反が 11 件）。いずれも悪質・重大な法違反とされて送検にいたった事件です。北海道労働局は「今後とも悪質・重大な法違反に対して厳正に臨む」としていますが、二つの発表で明らかになった違反件数は氷山の一角だとする声も聞かれます。 働く人を大切にする社会をつくることこそ、消費と需要を支え、地域経済のしっかりとした基盤をつくることになります。働く人たちの生活と権利、人間としての尊厳が踏みにじられることのない社会にしていくことが求められています。 つきましては以下の点について伺います。 ①「過重労働重点監督月間」の「電話無料相談」において、相談内容が「長時間・過重労働」に関してでは、総時間外労働

(注) 質問の要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 の 要 旨
	時間数が月80時間以上となる人が70%となっています。 「賃金不払残業」は相談者の50%が該当しているなど、悪質と判断されるような事例が示されています。この厚生労働省の監督指導結果について町長の認識を伺います。 ②幕別町として町内事業所の雇用状況などを一定把握すべきと考えますが、幕別町の考えを伺います。 ③幕別町に雇用に関する相談窓口の有無を伺います。また寄せられた相談に労働関連法に違反する疑いがある場合、幕別町がどう対応するのか伺います。 ④労働関連法が順守されるよう、幕別町としても町内の事業所に対して啓蒙活動を推進する必要がありますが、どのような活動がなされているのか伺います。 ⑤幕別町として、ニート、ひきこもりなど社会に出ることに困難を抱える若者に向けた自立支援の取り組みが必要と考えますが、幕別町の考えを伺います。 ⑥季節労働者の方々が通年で雇用されるように国が実施する通年雇用促進支援事業を行うため、幕別町など十勝管内8町が集まり「十勝北西部通年雇用促進協議会」が、平成19年度に設立されています。季節労働者の雇用保険「特例一時金」制度は基本手当日額の30日分（当面は40日分）と、かつて90日分だったものが縮小されており、季節労働者の生活を支えられるような制度となってはいません。「十勝北西部通年雇用促進協議会」における幕別町に関わる活動内容や、幕別町としての季節労働者の就労対策についての考えを伺います。